

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年5月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700448号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800010号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成5年12月31日から平成6年1月1日に訂正し、平成5年12月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成5年12月31日から平成6年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成5年12月31日から平成6年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年12月31日から平成6年1月1日まで

私は、平成2年1月にC社(現在は、B社)に入社し、現在まで同社に継続して勤務している。しかし、A社からC社に異動した際の請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がないので、年金記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社の回答、同社から提出された請求者に係る社員台帳及び同社人事部の陳述、雇用保険の記録並びにC社の同僚の回答及びオンライン記録により、請求者は、請求期間においてA社及びC社に継続して勤務し(平成6年1月1日にA社からC社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社におけるオンライン記録の平成5年11月の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、平成5年12月31日か

ら平成6年1月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が厚生年金基金の記録における資格喪失年月日である平成5年12月31日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成5年12月31日から平成6年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700401号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800009号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和32年12月から昭和34年4月まで

私は、昭和32年12月から昭和34年4月までA社に運転手として勤務していたが、当時の厚生年金保険の被保険者記録がない。勤務していたことは間違いないので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、商業登記簿謄本によると、A社は、平成19年3月*日に解散しており、当時の事業主は死亡している上、同社の元代表取締役は請求者に係る資料を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求期間当時、A社に勤務していた複数の者に照会したものの、請求者を記憶している者がいないことから、請求期間における請求者の勤務について確認できない上、当該期間に係るA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の健康保険の番号に欠番はなく、請求者の氏名は確認できない。

さらに、請求者は、給与明細書等の資料を所持しておらず、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1700439 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1800011 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 5 月 15 日から平成元年 2 月 16 日まで

私は、昭和 52 年 2 月から平成 8 年 9 月まで A 社に勤務していたが、請求期間当時の厚生年金保険の被保険者記録がない。勤務していたことは間違いないので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者は、平成 8 年に退職するまで A 社に継続して勤務していた旨主張している。

しかしながら、請求者に係る雇用保険の記録によると、昭和 63 年 3 月 15 日に A 社を自己都合により離職した後、同社において被保険者資格を再取得した平成元年 2 月 6 日までの期間において、求職の申込み日 (昭和 63 年 6 月 24 日)、再就職日 (昭和 63 年 9 月 12 日)、再就職手当の支給日 (昭和 63 年 10 月 18 日) が確認できる上、同社は、当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間当時の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、複数の同僚は、請求者が請求期間当時、A 社に勤務していたことを記憶しているものの、同社における厚生年金保険の取扱いについては分からない旨陳述している上、請求者は、給与明細書等の資料を所持していないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。